

平成25年度 第2回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成25年8月30日（金）10時～12時
- 2 場 所：急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、内野委員、大井委員、檀淵委員、
木下委員、金委員、小井土委員、田上委員、永井委員、長坂委員、
深澤委員、松尾委員、三田委員、三浦委員、宮本委員、森田委員、
山崎委員、本多真道氏（社会福祉協議会）
事務局：市川市 障害者支援課（荒井課長、木塚主幹、高橋主幹、新正主幹、
渡辺主幹、池澤副主幹、横山主任）
傍聴：4名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）障害者施策に関する市の考え方について
 - （3）各専門部会および障害者団体連絡会からの報告
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）就労継続支援B型利用に関する取り扱いの変更について（案）
 - （2）相談支援部会資料
部会報告・相談支援ガイドライン（平成25年度版）
 - （3）生活支援部会資料
部会報告・障害者週間について・医療的ケア研修案内・どれみ案内
グループホーム・ケアホームのニーズ調査結果
 - （4）就労支援部会資料
 - （5）障害者団体連絡会資料
 - （6）後見制度に関するいちかわ社協対応の経緯
 - （7）認知症高齢者に関する新聞記事コピー

【開会 10 時】

【議事（1）開会】

山崎会長：皆さんおはようございます。ただいまより、平成25年度第2回自立支援協議会を開催いたします。今日は最初に、これまで自立支援協議会から提案してきた案件等について、市の考え方をお聞かせいただけるとのことですので、事務局のほうからご説明をお願いいたします

【議事（2）障害者施策に関する市の考え方について】

池澤副主幹：市の相談支援体制の現状としては、障害者総合支援法に定める市町村相談支援の窓口として、市役所障害者支援課、大洲の障害者地域生活支援センター、南八幡メンタルサポートセンターの3箇所を直営で設置し、さらに「障害者総合相談支援業務委託」として「基幹型支援センターえくる」を平成21年度から実施しております。この相談業務委託については、当初市としては市内3箇所に拠点を設置して、初期相談の窓口として位置づける構想でありましたが、最終的に拠点を1か所に絞り込み、市直営では対応しづらい相談、すなわち「積極的な訪問支援」「夜間休日対応」「居住サポート事業」などを委託することとなった経緯があります。その後のえくるの活動により知名度が浸透した結果、現在では本来市の窓口で対応すべき事例が直接えくるに持ち込まれ、相談件数が人員配置に比して過重になっているのが現状です。一方で、市民や関係機関からは「どこに相談したらよいかわからない」というご意見が依然として寄せられており、誰からも分かりやすい窓口のPRと機能の整理が課題となっております。初期相談を、市民の身近な地域で対応できるようにしたいという長期的視点は、えくる設置当初からのコンセプトであり、平成23年度第2回自立支援協議会でご提案いただいた段階的な発展モデルも、「相談とそれ以外の事業や手続きとの分離」「官と民との役割分担」をした上で、長期的には身近な地域での相談窓口の設置という構想であったと理解しております。限られた財源の中で、いただいたご提案を活かしつつ市としても検討を進めているところですが、現時点でお示しできる考え方としては以下の通りです。まず、市内部の相談支援体制の見直しが必要であることです。市直営の3箇所の拠点と基幹型支援センターえくるの役割分担や連携のあり方が、先ほど述べました経緯により不明確となっている現状を踏まえ、現在「えくるの新規相談受理会議」を毎週1回、課内研修を含むケース会議を月2回、グループスーパービジョンを月1回行うなどしながら、効率的で実効性のある相談支援の流れをつくるように課内の体制整備を進めています。次に、初期相談の窓口として、1か所は市役所に設置すべきということ

です。市民にとって、最も分かりやすく安心感のある公的窓口は、やはり市役所であろうと思われます。こうしたことから、少なくとも市役所には初期相談の窓口は設置すべきであると考えております。三つ目として、相談だけでなく、手続きが身近な地域でできるように検討する必要があるということです。現在、市役所の障害者支援課窓口は相談だけでなく、障害福祉サービスをはじめ手帳や自立支援医療、手当てや給付等の申請・交付手続きでたいへん業務が煩雑になっている現状があります。このため、こうした手続き関係を市民にとって身近な地域でできるようにならないか検討する必要があると考えております。市としては、こうした考え方を基本におきつつ、自立支援協議会でのご意見も聞かせていただきながら、新たな相談支援体制を構築していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、就労継続支援 B 型利用の取り扱いの変更に関して、市のほうで案を作成しましたので、ご説明します。

(資料に基づき説明)

木塚主幹 : 続いて私からは、今年 5 月の第 1 回自立支援協議会で生活支援部会から提言いただいた、地域活動支援センターの送迎に関して申し上げます。本市では、市内の心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所が地域活動支援センターに移行を始めた平成 20 年度から、地域活動支援センターに補助を開始しております。地域活動支援センターの送迎費に関しても、1 事業所あたり年額 36 万円を限度に、利用者の送迎や公的機関・病院等への付き添いに要する経費を補助対象として、平成 24 年度には市内地域活動支援センター 11 箇所のうち、7 箇所の事業所に合計 252 万円を交付しました。一方で、障害福祉サービス事業所に対する送迎費補助については、平成 19 年度から開始した「障害者自立支援対策臨時特例基金」の「通所サービス等利用促進事業」により、1 事業所あたり年額 300 万円を限度に、国が 2 分の 1 を、県・市がそれぞれ 4 分の 1 を負担する補助金を設け、平成 23 年度まで交付してまいりました。その後、平成 24 年度には国の報酬改定が行われ、送迎サービスを行う事業所には報酬を上乗せする「送迎加算」が「通所サービス等利用促進事業」に代わり創設されています。この送迎加算は、送迎 1 回につき 27 単位を加算するとともに、生活介護の利用者で障害程度区分 5 以上の者、重度障害者等が利用する場合には、さらに 14 単位が加算される制度になっております。このたびの生活支援部会からの提言は、地域活動支援センターが実施する送迎について、障害福祉サービス事業の送迎加算を基準にして、補助金額の見直しを求めるものであります。この送迎加算の制度は、1 回の送迎につき平均 10 人以上、定員が 20 人未満の事業所の場合は、1 回につ

き平均して定員の 2 分の 1 以上の利用者が利用することを前提に、週 3 回以上の送迎をしていることを要件としています。このため、障害者支援課におきましては、生活支援部会・日中活動連絡会を通じて、送迎を実施している地域活動支援センターから、送迎回数や対象者の状況などの聞き取りを行い、現状把握を行った上で、現在補助金の見直しを検討しております。見直しの方向性としましては、送迎加算のように 1 回の送迎に基準単価を設けるとともに上限額を設定する方法や、平成 24 年度以前の通所サービス等利用促進事業のように送迎回数などの要件を設けた上で、補助基準額と実際に送迎に要した費用を比較して、少ない方を補助金額とする方法などを検討しています。市の方からの説明は、以上です。

山崎会長 : ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた件についてご質問ご意見などありましたらお願いします。

朝比奈委員 : 継続 B 型の取り扱いについて、計画相談は暫定支給決定の段階ではつけることを考えないですか？計画相談との関係をどのように考えていますか。

池澤副主幹 : 新規のサービス利用ですので、サービス等利用計画を作ることになります。ただこの場合、本人は B 型利用を希望しているのに就労移行を支給決定するという、ある意味本人の意に反した支給決定になりますので、計画相談の支給決定のタイミングについては検討の余地があると考えております。

山崎会長 : 相談支援体制のところで、3つの考え方がありましたよね。今後の検討スケジュールとか段取りについて、また自立支援協議会に求める役割があれば、教えてください。

荒井課長 : 市の窓口ですが、現在の本庁に加えて行徳支所や大柏出張所なども機能拡充も含めて、相談にのったり手続きをできるように検討を進めていきたいと思っておりますが、全庁的な取り組みとなりますので「いつまで」というようなスケジュールについては申し訳ありませんがお答えできません。

山崎会長 : 分かりました。何か進展ありましたら、お知らせいただいて意見の聴取などしていただければと思います。

三田委員 : B 型の支給決定の話がありましたが、総合支援法になって、それでも該当しない方々がいると思いますが、今回の改正でどこまでの人がすくわれているのか、教えてください。

池澤副主幹 : 今回の法改正で、難病の方、130 疾病の方については障害福祉サービスの対象となりました。ただ難病は他にもたくさんありますし、難病以外の方でもまだサービスの対象から漏れている方もいます。それは今後の法改正の動向次第かと思いますが、今回の B 型利用の取り扱いに関する背景としては、まず「働ける人はできるだけ働けるようにしたい」という国の考え方があり、これまでのいわゆる「福祉的就労」で低い工賃に甘んじていた状況に対し、様々

な制度の後押しによってここ数年、一般就労できる方たちが増えています。そうしたことから、特別支援学校を卒業するにあたり最初から障害者施設を指向するのではなく、一度は一般就労への可能性をチャレンジしてみて欲しいという趣旨で、就労移行支援を暫定支給決定することにより、その可能性を見出していこうとする取り組みであることをご理解いただきたいと思います。

植野委員：特別支援学校以外の、例えば特別支援学級の卒業生も含まれるのでしょうか。周りは一般就労は難しいと思っていても本人はどうしても一般就労したいというケースがあります。例えばろう学校だと、他の障害を重複している方とそうでない方が一緒に学ぶ環境にあります。そうすると、他のクラスの子が就労していくのを見て自分も一般就労したいと希望する方への対応に苦慮するという話も聞いています。そのことも含めて確認したいと思います。

池澤副主幹：特別支援学級卒業生への対応については検討していませんでしたので、早急に確認をしていきます。ありがとうございます。

森田委員：地域活動支援センターの送迎加算について、ご検討ありがとうございます。今回私たちも、地活の送迎についてはかなりバラツキがあることが分かりました。回数や条件で区切ってしまうと、その条件を満たせないと補助がなくなってしまうとかえってその制度が我々の提言に反するものになってしまうので、障害福祉サービスの送迎加算にならった形での補助との二本立てでやっていただけるのか心配なのでご質問します。

荒井課長：国の送迎加算については、週3回以上、平均10人以上の送迎が条件になっていますが、地域活動支援センターの送迎の実態とかなりかけ離れている部分もあると思います。そうすると、その加算単価を適用するのは適切でないという考え方もありますので、例えば以前の基金事業の300万のうち市の負担は75万ですが、その75万円を上限に、実際の費用と比較して低いほうでとか、実態に合った形で事業所の経営が成り立つよう補助体系を作りたいと思っております。

森田委員：分かりました。そうすると、地域活動支援センターへの送迎については、一本の制度で考えてらっしゃるということですね。

荒井課長：送迎加算は基本的に採用しない予定です。基準額を、上限を設定してその上限と比較してどれぐらいかかったかというのを考えて設定したいと考えております。

植野委員：地域活動支援センターの役割をもう一度丁寧に議論したほうが良いと思います。地活は引きこもりの人が社会参加などしていくきっかけになる場だと思います。そういう重要な役割があると思いますので、市川市をきっかけに全国的な議論になればと思います。

朝比奈委員：全体的なことで確認したいのですが、社会福祉審議会の状況と、今後の自立支援協議会との議論のすり合わせについてお知らせください。

池澤副主幹：社会福祉審議会は今年度委員の改選がありまして、新しい委員構成になっています。障害者福祉専門分科会は、和洋女子大の庄司先生を会長に 8 名の委員で、今年度はまず福祉タクシー事業の見直しについて審議いただいています。いちかわハートフルプランの進捗報告をはさんで、年度後半では市川市障害者計画の基本計画の、現状に合わせた時点修正を行う予定ですので、そちらの審議を行う予定です。来年度はハートフルプラン全体の改定になりますので、その策定を行います。そのプロセスにおいては、これまでと同様、自立支援協議会との意見交換の場も設定する予定です。

植野委員：千葉県のように同じような会議に参加していますが、そこでもらった資料に各市の自立支援協議会の仕組みについてアンケートの集計がありましたが、その中には市川市の社会福祉審議会の記載がなかったのですが、市川市から県にどのように説明しているのか教えてください。

池澤副主幹：自立支援協議会に関するアンケートは私のほうで回答しましたが、社会福祉審議会に関する直接的な質問項目はなかったと思います。

【議事（3）各専門部会および障害者団体連絡会からの報告】

山崎会長：それでは、続いて各専門部会と、障害者団体連絡会からのご報告をいただきたいと思います。それでは、相談支援部会からお願いします。

○相談支援部会からの報告

朝比奈委員：（報告資料に基づいて説明）

○生活支援部会からの報告

松尾委員：（報告資料に基づいて説明）

内野委員：（医療的ケアの研修について説明）

森田委員：（送迎について、報告資料に基づいて説明）

朝比奈委員：（「どれみ」について説明）

宮本委員：（グループホーム・ケアホームのニーズ調査について説明）

○就労支援部会からの報告

小井土委員：（資料に基づいて報告）

○障害者団体連絡会からの報告

大井委員：（資料に基づいて報告）

山崎会長 : ありがとうございます。それではここまでのことで、ご質問を含め意見交換をしていきたいと思います。

植野委員 : グループホームのことで伺いたいんですが、定員が10名までから6名までと基準が下がってきたことについてよく分からないんですが、教えてください。それと、グループホームへの入居を迷う人に、ショートステイという手段があると思います。グループホームやケアホームに併設できると聞いていますが、その取り組みの必然性も含めて教えてください。

宮本委員 : 二番目の併設の件ですが、いきなり入居ではなく体験型のルームを提供しているホームもありまして、そちらを使われている方もいらっしゃいます。

田上委員 : 千葉県には生活ホームというのが以前ありました。千葉では定員4～5人というのが理想と考えていたようです。生活ホームはごく一部残っているようですが、できれば法人格をとってグループホーム・ケアホームに移行して、国からの報酬が得られるようにして欲しいというのが今の流れです。それで、自立支援法で入所施設からの地域移行を進めていこうとしたときに、4～5名を理想としたら、20名の施設だと5軒ぐらいホームを建てないといけません。それで数的緩和といいますか、10名ぐらいまでならいいだろうということで10名定員と決められた。ところがそれでも20～30台の人数を地域に出していくにはなかなか進まないとなって、国も知事の認可を得れば20人まではいいかなと。それもある程度間取りとか考えて、入所施設と同じにならないようにしながらも、だんだん大型になってきて特段の場合には30名でもOKというような考えになってきている。すごい例では、ある法人が千葉県に70名のグループホームを作っていいかと認可を申請した。マンションみたいにワンフロアを一つのグループホームと考えて、7層のフロアを作って一体ではないんだという発想で申請したと。千葉としてはそういう大掛かりなものはダメですと却下したようですが、消防法や建築基準法などもあり、作るからにはある程度大型のものにせざるを得ない方向にきています。グループホームだけでなく他の機能も併せ持って20名ぐらいにするという考え方も出てきています。

山崎会長 : ありがとうございます。4～5名が理想ですが人数が増えつつあるということですね。

田上委員 : 実際に千葉では事業団がホームを作っています。敷地は同じだが建物は別で3棟になっています。一棟ずつ別に、マンション型でなく建てるということですね。防災上も平屋で点在させたほうが良いという考え方のようです。ただ親の会としては、同じ敷地内でそれが本当のグループホームなのかという思いがあります。都市部では何階建てにならないと難しい。2週間ぐらい前

でしょうか、消防庁のほうで諮問機関からスプリンクラー設置を義務付けるということが決定しそうですよね。厚労省は、グループホームという手段で地域移行をはかっていこうとしているんですが、他の省庁に何も説明してないんじゃないかと思うんですよね。建築基準法にしても消防法にしても決まりは決まりですから、そこをどうして調整しようとししないのか。つくづく縦割りだなあと思います。

松尾委員 : グループホームとショートステイとの併設については、三浦委員からご説明をお願いできますか。

三浦委員 : 2年前、グループホーム・ケアホーム一体型事業所を開設したときに、そこでも短期入所ができないかと思い計画したんですが、そこだけ福祉施設扱いにしなければならず、防火区画や廊下幅を別にとらないといけなく、あと消防法上もショートステイは不特定多数が利用するので雑居ビル扱いになると、そういった複雑な問題があって断念した経緯があります。なので現在やまぶき園のグループホーム・ケアホームを体験利用される場合は連続30日、年間50日。そういった縛りの中で利用してもらう形になります。

植野委員 : 何か去年から緩和されたと聞いたのですが。

磯部委員 : たぶんグループホームの空き室を利用してのショートステイのことだと思います。ただ市川はそれができる状況にないです。それで、このアンケートについてですが、やはりこの喫緊の状況を真剣に考えないといけないと思います。県に対して育成会や当事者団体などが、建築基準に関する要望をとりまとめているところですが。

田上委員 : そこにスプリンクラーの問題が出てきて、広さどころじゃないという話になった。省庁によって目指す方向が違う。厚労省は国連の権利条約にうたわれているインクルーシブコミュニティを実現しようと動いているのに、他の省庁は全くお構いなしに、ますます姿勢を厳しくしている。高齢者のグループホームで火事が出て、大勢の被害者が出ていますから縛りをきつくする方向は分かるんですが、その中で何か解決できる話し合いを何もしてないんじゃないか。

磯部委員 : そういう国レベルの話もちろんですが、市川市が特定行政庁であることについて、建築基準等についてどれぐらいの権限があるんでしょうか。国連の権利条約の批准をきっかけに、国もいろいろ考えていかなければならないと思うんですね。住みたいところに住めるかということが問われるわけだから、現状ある9名の方について何とかしないといけない。そのときに、特定行政庁の役割は何か有効に働かないんでしょうか。

田上委員 : 地方分権の流れの中で国はそれぞれの県に任せると言っている。それで実際に消防署への通報装置については、100平米以下はこれまでは見逃してい

たという言い方をしている。グループホームは寄宿舍という捉え方をしている。私たちは一般家庭の延長で、あまり防火装置やスプリンクラーまではと考えていたんですが。県によっては200平米までOKと言っているところもある。ですから千葉では団体と事業者で障害福祉課へ要望に向けた動きをしているということです。あとは、特定行政庁の権限がどこまであるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

木塚主幹：特定行政庁ですが、基本的には建築物等の確認・許可・認定その他建築基準法にかかる事務を行うところです。県内では例えば千葉市、市川市、船橋市などがそういうところを担っています。グループホーム・ケアホームに関しては、建築基準法による取り扱いが明確に定められていないということで、日本建築行政会議、これは特定行政庁あるいは建築確認の判断を、特定行政庁ごとにバラバラにならないよう、連絡調整や基準を示す国土交通省の機関ですが、そこでは原則として寄宿舍として取り扱うと示されています。ただ平成21年度の報告では、グループホームのように小規模で実施する戸建専用住宅と類似するものについては検討が必要だという報告になっていますが、まだ答えが出ていない状況です。庁内でも何度か話していますが、基本的な考え方は日本建築行政会議に沿うものになります。こちらとしても、グループホーム・ケアホームは地域で生活する場として重要と認識していますので、今後も継続して話し合いをしていきたいと考えております。

木下委員：先ほど内野委員からご説明のありました、ストマケアと褥瘡ケアについての研修を開催していただけるとのことで、ありがとうございます。私ども市川市オストメイトの会では老後の不安、自分でストマケアができなくなったときの問題がとても大きく、2年前に厚労省医事課のほうから医行為から外れるという見解があって、介護職の方でも研修を受けてできるようになった。それで今回このような研修をやっていただけることは私どもにとってたいへんありがたいことです。多数の方が参加していただけたらと思います。

磯部委員：障害者施設課扱いで、施設に関するアンケート調査があったと思いますが、この結果がいつどこで報告していただけるかお聞かせ下さい。それが計画に反映されると思うので、自立支援協議会でも検証させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

池澤副主幹：前回の自立支援協議会で障害者施設課からアナウンスがあって、アンケートは終了していますが、現状どこまでまとめているのか分からないので、確認して皆様にお知らせします。

磯部委員：もう一つ、計画相談の進捗状況と見通しはどうなんでしょうか。国は経過措置を設ける気はないと言っていますが、平成26年度末までに全ての障害福祉サービス利用者に計画を作れる見通しはあるのでしょうか。

- 高橋主幹 : 手許に資料がないので詳しい数字は分かりませんが、今年３月にサービスを受けている人が１８００人ぐらい、その中で計画を立てている人が２００人ぐらいです。その中には公立施設の利用者も含まれていますので、どのように進めていくか障害者施設課と話し合っていきます。
- 大井委員 : 基本的なことです、いま市川市にあるグループホーム、入所施設、ショートステイ、レスパイトサービス、そういうものの利用状況と、これからグループホームを利用したいという数、施設入所を希望する人の数を知りたいと思ったんですが、お願いできますか。
- 山崎会長 : かなり多岐にわたっていますので、もしよろしければ、事務局から直接大井委員さんにお話しいただくということでいかがでしょうか。
- 大井委員 : はい、分かりました。
- 植野委員 : 総合支援法の施行に伴い手話通訳や要約筆記についても厚労省のほうからモデルの実施要綱というのが発出されました。この要綱によって差異をなくしていくということが示されています。今後、県や各市との話し合いになると思いますが、市川市の要綱でも制約がありますが、権利条約や差別解消法などの動きに伴って緩和する、つまり誰でも社会参画の機会を与えるための制度の見直しが求められていると思います。今後について行政からコメントいただきたいと思います。
- 高橋主幹 : 現在市川市では、派遣事業については「できない」事項について要綱に定めており、それ以外については認めることにしています。「できない」事項は宗教的な集まりや政治的な集まり、公序良俗に反するものとか５つ程度ですが、それらについては認められません。それ以外については認めておりますが、公的なものがメインになりますので、趣味の集まりとかですと手話通訳者や要約筆記者の人数も少ないので、公的な集まりを優先させていただいている状況です。

【議事（４）その他】

- 山崎会長 : それでは「その他」になりますが、この９月から、私の所属する社会福祉協議会が、後見に関する相談支援事業を受託することになりましたので、皆様にご報告します。社会福祉協議会の本多専門員からご説明しますが、その前振りとして新聞記事の拡大したものをお配りします。認知症の人が増えているといわれていますが、今年の６月にどうも今まで考えていたよりもっともっと増えているという記事です。記事の下に私が手書きしたのは、認知症の人と軽度認知症の人、全部で８６２万人。要は６５歳以上の人の３～４人に１人は軽いか重いかはともかく認知症だという話です。８５歳以上では、生活に支障があるような認知症の人が４割以上。何を言いたいかというと、我々

は障害のある人の支援を考えているけれど、年をとっていくことによって、判断能力に障害をもつ認知症の人の率がものすごく増えているので、障害のある人の暮らしを考えることはイコールお年寄り（自分自身を含めて）のことを考えることに近づいてきたということなんですね。これを支えるのが成年後見制度で、市川市の独自調査で、成年後見が必要と思われる方が約1万人ぐらいいると、人口の2パーセントぐらいいるという推計値を出しています。それについてどのように対応していくか、専門員のほうから説明いたします。

本多氏 : (資料に基づいて説明) 市川市から成年後見に関する案の提出を求められ、5年計画の工程表を提出し、それを含めて平成25年度に予算化された運びです。最初から市民後見人を育成・派遣するのではなく、まず広報とか、後見人になっている家族や専門職の相談を受けるということから始めて、特に相談業務を中心にしていくことを予定しています。アセスメントを相談機関でして、後見が必要と思われる方への相談を受けることを想定しています。ロケット方式というのは、段階的に事業展開をしていくイメージですが、3段階ぐらいを想定していて、第1段階では相談を中心に、第3段階では市民後見人の育成と派遣、もしかしたら法人後見もあるかと思いますが、それは市とも協力しながらやっていくということで考えております。

朝比奈委員 : 9月から始まるということで今後パンフレット等も作られると思いますが、できましたら配布していただけますでしょうか。誰がどんなふうに使えるかというのがいまひとつよくわからなかったもので、周知の内容が確定したら、あらためてメンバーにお送りいただければと思いますのでよろしく願います。

本多氏 : 9月から業務を開始して、年内には周知の内容を確定しますので、そのあと皆さんにお示しできると思います。

田上委員 : ありがたい部分もあり、物足りない部分も感じます。3段階と言わず、ロケット発射で2段階ぐらいで後見センターに成長していただきたい思いがあります。障害者の後見はだいたい親がやるんですが、親が先に死ぬんですね。そうすると第三者にお願いするわけですが、親戚には頼みにくい。公的な組織として社協がいちはやく市民後見人を養成するのが急がれる仕事だと思います。予算の関係もあるかと思いますが、必要性が見えてくれば市も力を入れざるを得ないと思います。早急に法人後見ができるような後見センターにしていいただければと思います。

山崎会長 : ありがとうございます。市民後見人を養成する仕組みの検討も受託内容に入っていますし、いろんな意見を取りまとめる委員会の事務局も入っていたので、年度途中ではありますが、その検討会でも必ず話題になることと思

います。

他に何かございますか。無ければ、以上で本日の議題は全て終了しましたので、いったん事務局にお返しします。

新正主幹：長時間にわたりありがとうございました。次回の協議会は、11月頃を予定しております。日時や開催場所につきましては、後日お知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【議事（5）閉会】

山崎会長：ありがとうございました。それではこれで、平成25年度第2回地域自立支援協議会を終了いたします。

【閉会 12時00分】